

兵庫県公報

平成26年12月15日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	2
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	16

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成26年12月15日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第6条の2第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に、「100分の87.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成26年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

32 平成26年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第14項の規定の適用については、同項の表別表第6の加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表別表第6の加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表別表第6の加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

別表第2に備考として次のように加える。

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）第6条の2第3項及び第6条の3第1項並びに附則第32項の規定は、平成26年6月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 2 改正後の管理規程の規定を適用する場合には、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年12月15日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第10号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第4項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第11条第1項第1号中「365,500円」を「366,700円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「50,300円」に改める。

第12条第1項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改める。

第40条第1項中「100分の140」を「100分の155」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に、「100分の87.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則第3項第1号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第2号中「4,900円」を「5,700円」に改め、同項第3号中「6,700円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「10,000円」に改め、同項第5号中「11,300円」を「12,900円」に改め、同項第6号中「13,700円」を「15,800円」に改め、同項第7号中「15,800円」を「17,300円」に改め、同項第8号中「17,800円」を「18,700円」に改め、同項第9号中「19,800円」を「21,600円」に改め、同項第10号中「21,900円」を「24,400円」に改め、同項第11号中「24,200円」を「26,200円」に改め、同項第12号中「26,600円」を「28,500円」に改め、同項第13号中「29,000円」を「30,800円」に改め、同項第14号中「31,400円」を「33,100円」に改め、同項第15号中「33,800円」を「35,400円」に改め、同項第16号中「36,200円」を「37,700円」に改め、同項第17号中「38,600円」を「40,000円」に改め、同項第18号中「41,000円」を「42,300円」に改め、同項第19号中「43,400円」を「44,600円」に改め、同項第20号中「45,800円」を「46,900円」に改め、同項第21号中「47,000円」を「48,000円」に改め、同項第22号中「48,200円」を「49,100円」に、「1,200円」を「1,100円」に改める。

附則第20項及び第21項を削り、附則第22項を附則第20項とし、附則第23項を附則第21項とし、附則第24項を附則第22項とする。

附則第25項中「平成25年」を「平成26年」に、「100分の45」を「100分の40」に改め、同項を附則第23項とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	217,300	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	219,200	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	221,100	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	222,900	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	224,600	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	226,500	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	228,400	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	230,200	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	146,500	201,800	231,900	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	233,800	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	235,700	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	237,500	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	151,800	208,800	239,200	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	153,300	210,700	241,100	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	154,800	212,600	242,900	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	156,400	214,500	244,800	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	157,700	216,300	246,500	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
	18	159,200	218,200	248,400	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
	19	160,700	220,100	250,200	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
	20	162,200	222,000	252,000	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
	21	163,600	223,700	253,700	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
	22	166,300	225,600	255,700	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
	23	168,900	227,500	257,700	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	171,500	229,400	259,700	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	174,200	231,000	261,600	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	175,900	232,800	263,500	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	177,600	234,500	265,400	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
	28	179,300	236,300	267,200	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
	29	180,800	237,700	269,200	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
	30	182,600	239,200	271,100	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
	31	184,400	240,700	273,000	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
	32	186,100	242,200	274,900	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
	33	187,700	243,600	276,700	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
	34	189,200	245,100	278,600	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
	35	190,700	246,600	280,500	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
	36	192,200	248,200	282,400	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
	37	193,500	249,500	284,100	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
	38	194,800	251,100	286,000	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
	39	196,100	252,700	287,900	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
	40	197,400	254,300	289,800	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
	41	198,700	255,700	291,500	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
	42	200,000	257,100	293,300	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	538,600	
	43	201,300	258,500	295,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	539,500	
	44	202,600	259,900	296,900	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	540,400	
	45	203,800	261,100	298,700	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	541,300	
	46	205,100	262,500	300,400	354,300	375,400	403,200	445,400	478,900		
	47	206,400	263,900	302,100	355,800	376,300	403,900	446,100	479,700		
	48	207,700	265,300	303,800	357,300	377,200	404,600	446,900	480,500		
	49	208,800	266,600	305,500	359,000	378,200	405,200	447,500	481,300		
	50	209,900	267,800	307,200	359,800	379,000	405,900	448,200			
	51	211,000	269,100	308,900	361,000	379,800	406,600	449,000			
	52	212,100	270,400	310,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
	53	213,300	271,500	311,800	362,900	381,300	408,000	450,400			
	54	214,300	272,700	313,400	364,000	382,000	408,700	451,200			
	55	215,300	274,000	315,000	365,000	382,700	409,400	452,000			
	56	216,300	275,300	316,600	366,100	383,400	410,000	452,600			
	57	217,100	276,400	318,300	367,000	383,900	410,600	453,200			
	58	218,100	277,500	319,900	367,700	384,500	411,200	454,000			
	59	219,000	278,600	321,500	368,400	385,200	411,800	454,800			
	60	220,000	279,700	323,100	369,100	385,900	412,400	455,600			

61	220,800	280,900	324,600	369,600	386,300	412,900	456,200			
62	221,800	281,900	325,800	370,200	387,000	413,600	457,000			
63	222,800	282,900	327,000	370,900	387,600	414,200	457,800			
64	223,800	283,900	328,200	371,600	388,200	414,800	458,600			
65	224,500	284,700	329,000	371,900	388,700	415,100	459,200			
66	225,500	285,600	329,900	372,600	389,300	415,700				
67	226,500	286,500	330,700	373,300	389,900	416,400				
68	227,600	287,400	331,500	374,000	390,500	416,900				
69	228,400	288,400	332,400	374,400	390,900	417,400				
70	229,200	289,200	332,800	375,000	391,500	418,100				
71	230,000	290,000	333,600	375,700	392,200	418,800				
72	230,800	290,800	334,400	376,300	392,800	419,500				
73	231,600	291,600	335,200	376,700	393,100	420,000				
74	232,300	292,100	335,900	377,300	393,800	420,700				
75	233,000	292,600	336,600	378,000	394,500	421,400				
76	233,700	293,100	337,300	378,600	395,000	422,100				
77	234,400	293,200	337,800	379,000	395,400	422,600				
78	235,200	293,600	338,400	379,500	396,100	423,300				
79	236,000	293,800	339,000	380,100	396,800	424,000				
80	236,800	294,200	339,600	380,600	397,500	424,700				
81	237,500	294,400	339,900	381,100	398,000	425,200				
82	238,200	294,600	340,400	381,700	398,700					
83	238,900	295,000	340,800	382,300	399,400					
84	239,600	295,300	341,300	382,700	400,100					
85	240,300	295,600	341,700	383,300	400,600					
86	241,000	295,900	342,200	383,900	401,300					
87	241,700	296,200	342,700	384,500	402,000					
88	242,400	296,600	343,200	385,100	402,700					
89	243,100	296,900	343,600	385,800	403,200					
90	243,600		344,000		403,900					
91	244,100		344,500		404,600					
92	244,600		344,900		405,300					
93	244,900		345,200		405,800					
94			345,600							
95			346,100							
96			346,500							
97			346,700							
98			347,100							
99			347,600							
100			348,000							
101			348,100							
102			348,600							
103			349,100							
104			349,400							
105			349,700							
106			350,100							
107			350,500							
108			350,900							
109			351,400							
110			351,800							
111			352,200							
112			352,600							
113			353,100							
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係)

医 師 ・ 歯 科 医 師 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
再	41	365,900	433,100	487,300	545,700
任	42	367,400	434,900	489,100	547,100
用	43	368,900	436,700	490,900	548,500
職	44	370,400	438,500	492,700	549,800
員	45	371,900	440,400	494,300	551,000
以	46	373,300	442,200	496,000	552,000
外	47	374,800	444,000	497,800	553,000
の	48	376,300	445,800	499,600	554,000
職	49	377,600	447,600	501,200	555,000
員	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900

60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	570,000
67		467,600	519,600	570,900
68		468,300	520,500	571,800
69		468,800	521,400	572,700
70		469,500	522,200	573,600
71		470,200	523,100	574,500
72		470,900	524,000	575,400
73		471,300	524,800	576,300
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	
82		476,500		
83		477,000		
84		477,500		
85		477,900		
再任用 職 員	293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3 (第2条関係)

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	

61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700	
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200	
94	284,800	319,000	353,100	371,400	400,700	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	401,300	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	401,900	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	402,400	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	402,900	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	403,500	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	404,100	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	404,600	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	405,100	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	405,700	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	406,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	406,800	
106	294,600	325,800	358,700	377,400		
107	295,100	326,300	359,200	377,900		
108	295,600	326,800	359,500	378,400		
109	295,800	327,200	360,000	379,000		
110	296,200	327,600	360,500	379,500		
111	296,400	327,900	361,000	380,000		
112	296,800	328,300	361,500	380,500		
113	297,100	328,700	362,000	381,100		
114	297,300	329,100	362,500	381,600		
115	297,700	329,500	363,000	382,100		
116	298,000	329,800	363,400	382,600		
117	298,300	330,000	363,800	383,200		
118	298,600	330,300	364,300	383,700		
119	298,900	330,700	364,800	384,200		
120	299,300	330,900	365,300	384,700		
121	299,600	331,100	365,700	385,300		
122	300,000	331,400	366,200	385,800		
123	300,400	331,700	366,700	386,300		
124	300,800	332,000	367,200	386,800		
125	301,000	332,200	367,600	387,400		
126	301,200	332,500	368,100	387,900		

127	301,600	332,900	368,600	388,400			
128	302,000	333,100	369,100	388,900			
129	302,200	333,200	369,500	389,500			
130	302,500	333,600	370,000	390,000			
131	302,900	334,000	370,500	390,500			
132	303,300	334,200	371,000	391,000			
133	303,500	334,500	371,400	391,600			
134	303,800	334,900	371,900	392,100			
135	304,200	335,300	372,400	392,600			
136	304,500	335,700	372,900	393,100			
137	304,700	336,000	373,300	393,700			
138	305,000	336,400					
139	305,400	336,800					
140	305,700	337,200					
141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700	342,400					
155	309,900	342,800					
156	310,200	343,200					
157	310,600	343,500					
158	310,900	343,900					
159	311,200	344,300					
160	311,500	344,700					
161	311,900	345,000					
162	312,200	345,400					
163	312,500	345,800					
164	312,800	346,200					
165	313,200	346,500					
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						
170	314,800						
171	315,100						
172	315,400						
173	315,800						
174	316,100						
175	316,400						
176	316,700						
177	317,100						
再任用 職 員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第 4 (第 2 条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

第 1

職員の区分	号給	給料月額
再任用職員以外の職員	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	123,900
	10	124,800
	11	125,800
	12	126,700
	13	127,700
	14	128,700
	15	129,700
	16	130,700
	17	131,500
	18	132,500
	19	133,500
	20	134,600
	21	135,400
	22	136,400
	23	137,400
	24	138,400
	25	139,500
	26	140,700
	27	141,900
	28	143,100
	29	144,200
	30	145,400
	31	146,600
	32	147,800
	33	149,000
	34	150,500
	35	152,000
	36	153,500
	37	154,900
	38	156,400
	39	157,900
	40	159,400
	41	160,900
	42	162,700
	43	164,500
	44	166,300
	45	168,100
	46	169,800
	47	171,500
	48	173,200
	49	175,000
	50	176,500
	51	178,000
	52	179,500
	53	180,900
	54	182,400
	55	183,900
	56	185,400
	57	186,900
	58	188,100
	59	189,400
	60	190,600

61	192,000
62	193,100
63	194,300
64	195,500
65	196,700
66	197,900
67	198,900
68	200,000
69	202,600
70	204,100
71	205,500
72	207,000
73	208,500
74	210,100
75	211,700
76	213,300
77	214,700
78	216,400
79	218,100
80	219,700
81	221,100
82	222,300
83	223,500
84	224,700
85	226,000
86	227,600
87	229,200
88	230,800
89	232,400
90	235,400
91	238,300
92	241,100
93	249,500
94	250,900
95	252,200
96	253,500
97	254,600
98	255,900
99	257,200
100	258,500
101	259,600
102	260,900
103	262,200
104	263,500
105	264,600
106	265,800
107	267,000
108	268,100
109	269,200
110	270,400
111	271,500
112	272,600
113	273,600
114	274,700
115	275,800
116	276,900
117	278,000
118	279,100
119	280,200
120	281,300
121	282,400
122	283,500
123	284,500
124	285,500
125	286,400
126	287,500
127	288,600
128	289,700

	129	290,400
	130	291,300
	131	292,200
	132	293,200
	133	294,100
	134	295,100
	135	296,100
	136	297,000
	137	297,800
	138	298,700
	139	299,600
	140	300,500
	141	301,200
	142	301,900
	143	302,700
	144	303,500
	145	304,100
	146	304,900
	147	305,600
	148	306,300
	149	307,000
	150	307,800
	151	308,600
	152	309,300
	153	309,900
	154	310,600
	155	311,300
	156	312,000
	157	312,500
	158	313,100
	159	313,700
	160	314,300
	161	314,900
	162	315,300
	163	315,800
	164	316,300
	165	316,600
	166	317,100
	167	317,600
	168	318,100
	169	318,300
	170	318,700
	171	319,100
	172	319,500
	173	319,900
	174	320,300
	175	320,700
	176	321,100
	177	321,400
再任用職員		246,200

第 2

職員の区分	号給	給料月額 円
再任用職員以外の職員	201	266,000
	202	267,900
	203	269,700
	204	271,600
	205	273,500
	206	275,400
	207	277,200
	208	279,100
	209	281,000
	210	282,900
	211	284,700
	212	286,600
	213	288,500
	214	290,400
	215	292,200
	216	294,100
	217	295,800
	218	297,600
	219	299,400
	220	301,200
	221	302,800
	222	304,500
	223	306,200
	224	307,800
	225	309,400
	226	311,100
	227	312,800
	228	314,500
	229	315,800
	230	317,200
	231	318,600
	232	320,100
	233	321,600
	234	323,100
	235	324,600
	236	326,000
	237	327,600
	238	328,900
	239	330,200
	240	331,400
	241	332,500
	242	333,500
	243	334,600
	244	335,800
245	337,000	
246	338,200	
247	339,400	
248	340,600	
249	341,700	
250	342,900	
251	344,100	
252	345,300	
253	346,200	
254	347,300	
255	348,400	
256	349,500	
257	350,600	
258	351,600	
259	352,600	
260	353,600	
261	354,500	
262	355,400	
263	356,300	
264	357,200	

	265	358,000
	266	359,800
	267	361,500
	268	363,300
	269	364,800
	270	365,400
	271	366,000
	272	366,600
	273	367,000
	274	367,600
	275	368,200
	276	368,800
	277	369,200
	278	369,800
	279	370,400
	280	371,000
	281	371,400
	282	372,000
	283	372,600
	284	373,200
	285	373,600
	286	374,200
	287	374,800
	288	375,400
	289	375,800
	290	376,400
	291	377,000
	292	377,600
	293	378,000
	294	378,600
	295	379,200
	296	379,800
	297	380,200
	298	380,800
	299	381,400
	300	382,000
	301	382,400
	302	383,000
	303	383,600
	304	384,200
	305	384,600
	306	385,200
	307	385,800
	308	386,400
	309	386,800
再任用職員		246,200

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程
第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第15(1)の項から(26)の項までを次のように改める。

(1) 採用の日から1年間	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 183,700	円 50,300
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	48,200
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	46,400
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	44,600
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	42,800
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	41,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	39,200
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	37,400
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	35,600
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	34,200
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	32,800
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	31,400
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	28,600
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	27,200
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	25,800
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	25,200
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	24,600
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	23,700
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	23,100
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	22,500

別表第16本庁の款中「班長」の右に「(行政職7級の者に限る。)」を加え、地方機関の款中「(2) 県立病院の院長 (医師・歯科医師職4級の者に限る。)」を

「(2) 県立病院の院長 (医師・歯科医師職4級の者に限る。)

(3) 県立病院の医療監 (医師・歯科医師職4級の者に限る。)」

に改め、「県立病院の院長 (医師・歯科医師職3級の者に限る。)」の右に「、県立病院の医療監 (医師・歯科医師職3級の者に限る。)」を、「薬剤部長 (行政職8級の者に限る。)」の右に「、栄養管理部長」を、「薬剤科長」の右に「、栄養管理部次長」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の病院事業職員の給与に関する規程 (以下この項及び附則第5項において「改正後の給与規程」という。)の規定 (改正後の給与規程第40条及び第42条並びに附則第23項の規定を除く。) 平成26年4月1日
 - (2) 改正後の給与規程第40条及び第42条並びに附則第23項の規定 平成26年6月1日 (適用日前の異動者の号給等の調整等)
- 3 平成26年4月1日 (以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の病院事業職員の給与に関する規程 (次項において「改正前の給与規程」という。)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)
- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月15日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則 (昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第28条の3第2号及び第3号中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「16,100円」を「18,700円」に改める。

第37条第22項第1号中「100分の64.5」を「100分の72」に、「100分の135」を「100分の150」に、「100分の84.5」を「100分の92」に、「100分の175」を「100分の190」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の64.5」を「100分の72」に、「100分の84.5」を「100分の92」に改める。

第37条第23項第1号から第3号までの規定中「100分の32.5」を「100分の35」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則第4項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附則第6項中「第9条」を「第8条」に改める。

附則第7項中「第11条」を「第10条」に改める。

別表第19(1)の項から(26)の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
(1) 採用の日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	48,200
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	46,400
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	44,600
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	42,800
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	41,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	39,200
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	37,400
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	35,600
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	34,200
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	32,800
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	31,400
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	28,600
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	27,200
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	25,800
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	25,200
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	24,600
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	23,700
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	23,100
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	366,700	307,000	249,800	183,700	22,500

別表第20の4昇格後の号給の欄中

90	89
90	90
90	90
91	90
91	90

91		91
92		91
92		91
92		91
93		92
93		92
93		92
93		92
94		93
94		93
94		93
94		93
95		94
95	を	94
95		94
95		94
96		95
96		95
96		95
96		95
97		96
97		96
97		96
97		96
98		97
98		97
98		97
98		98
99		98
99		98
99		99
99		99
100		99

に、

「		「		
	86		85	
	86		86	
	86		86	
	87		86	
	87		86	
	87		87	
	88		87	
	88		87	
	88		87	
	89		88	
	89		88	
	89		88	
	90		88	
	90		89	
	90		89	
	91	を	89	に、
	91		90	
	91		90	
	92		90	
	92		91	
	92		91	
	93		91	
	93		92	
	93		92	
	94		92	
	94		93	
	94		93	
	95		94	
	95		94	
	95		95	
	96		95	
」		」		
「		「		
	70		69	

71		70
72		70
73		71
73		71
74		72
74	を	72
75		73
75		74
76		75
76		76
77		77
78		78
79		79
80		80
81		81
81		81
82		82

に改める。

別表第20の5昇格後の号給の欄中

112		111
112		111
113		111
113		112
114	を	112
114		112
115		113
115		114
116		115

に、

94		93
95		94
96		94
97		95

98	を	95	に、
99		96	
100		96	
101		97	
101		98	
102		99	
102		100	
103		101	
103		102	
104		103	

70	を	69	に改める。
71		70	
72		70	
73		71	
73		71	
74		72	
74		72	
75		73	
75		74	
76		75	

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第 2 条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第2号及び同条第3号中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「16,100円」を「18,700円」に改める。

第43条第20項第1号中「100分の64.5」を「100分の72」に、「100分の135」を「100分の150」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の64.5」を「100分の72」に改める。

第43条第21項第1号から第3号までの規定中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

附則第4項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附則第6項中「第8条」を「第7条」に改める。

附則第7項中「第10条」を「第9条」に改める。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項から4級の項までを次のように改める。

1 級	11,250円。ただし、1号給 8,487円、2号給 8,572円、3号給 8,656円、4号給 8,741円、5号給 8,836円、6号給 8,943円、7号給 9,045円、8号給 9,146円、
-----	--

	9号給 9,247円、10号給 9,365円、11号給 9,477円、 12号給 9,590円、13号給 9,702円、14号給 9,826円、 15号給 9,950円、16号給10,073円、17号給10,203円、 18号給10,350円、19号給10,490円、20号給10,631円、 21号給10,771円、22号給10,867円、23号給10,962円、 24号給11,058円、25号給11,142円、26号給11,238円
2 級	13,875円。ただし、1号給 9,376円、2号給 9,495円、 3号給 9,612円、4号給 9,736円、5号給 9,848円、 6号給 9,972円、7号給10,096円、8号給10,220円、 9号給10,350円、10号給10,507円、11号給10,658円、 12号給10,811円、13号給10,973円、14号給11,070円、 15号給11,160円、16号給11,255円、17号給11,356円、 18号給11,452円、19号給11,547円、20号給11,637円、 21号給11,738円、22号給11,846円、23号給11,952円、 24号給12,060円、25号給12,155円、26号給12,267円、 27号給12,380円、28号給12,492円、29号給12,600円、 30号給12,751円、31号給12,903円、32号給13,055円、 33号給13,212円、34号給13,376円、35号給13,538円、 36号給13,696円、37号給13,848円
3 級	14,500円
4 級	15,250円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	10,500円。ただし、1号給 8,487円、2号給 8,572円、 3号給 8,656円、4号給 8,741円、5号給 8,836円、 6号給 8,943円、7号給 9,045円、8号給 9,146円、 9号給 9,247円、10号給 9,365円、11号給 9,477円、 12号給 9,590円、13号給 9,702円、14号給 9,826円、 15号給 9,950円、16号給10,073円、17号給10,203円、 18号給10,350円、19号給10,490円
2 級	13,750円。ただし、1号給 9,376円、2号給 9,495円、 3号給 9,612円、4号給 9,736円、5号給 9,848円、 6号給 9,972円、7号給10,096円、8号給10,220円、 9号給10,350円、10号給10,507円、11号給10,658円、 12号給10,811円、13号給10,973円、14号給11,070円、 15号給11,160円、16号給11,255円、17号給11,356円、 18号給11,452円、19号給11,547円、20号給11,637円、 21号給11,738円、22号給11,846円、23号給11,952円、 24号給12,060円、25号給12,155円、26号給12,267円、 27号給12,380円、28号給12,492円、29号給12,600円、 30号給12,751円、31号給12,903円、32号給13,055円、 33号給13,212円、34号給13,376円、35号給13,538円、 36号給13,696円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款4級の項中「14,625円」を「14,750円」に改める。

別表第15の2昇格後の号給の欄中

「

「

79	79
79	79
80	79
80	79
80	79
80	79
80	80
80	80
80	80
80	80
80	80
81	80
81	80
81	80
81	80
81	81
81	81
81	81
81	81
81	81
82	81

別表第15の3昇格後の号給の欄中

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51

を に、

98	97
----	----

99		98	
100		99	
101		100	
102		101	
103	を	102	に改める。
104		103	
105		104	
106		105	
107		106	
107		107	

第 3 条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第14を次のように改める。

別表第14（第19条の4関係）

職 員	職務の級	調 整 額
第19条の4第1項第1号の職員	1 級	9,000円。ただし、1号給 6,790円、2号給 6,858円、3号給 6,925円、4号給 6,993円、5号給 7,069円、6号給 7,155円、7号給 7,236円、8号給 7,317円、9号給 7,398円、10号給 7,492円、11号給 7,582円、12号給 7,672円、13号給 7,762円、14号給 7,861円、15号給 7,960円、16号給 8,059円、17号給 8,163円、18号給 8,280円、19号給 8,392円、20号給 8,505円、21号給 8,617円、22号給 8,694円、23号給 8,770円、24号給 8,847円、25号給 8,914円、26号給 8,991円
	2 級	11,100円。ただし、1号給 7,501円、2号給 7,596円、3号給 7,690円、4号給 7,789円、5号給 7,879円、6号給 7,978円、7号給 8,077円、8号給 8,176円、9号給 8,280円、10号給 8,406円、11号給 8,527円、12号給 8,649円、13号給 8,779円、14号給 8,856円、15号給 8,928円、16号給 9,004円、17号給 9,085円、18号給 9,162円、19号給 9,238円、20号給 9,310円、21号給 9,391円、22号給 9,477円、23号給 9,562円、24号給 9,648円、25号給 9,724円、26号給 9,814円、27号給 9,904円、28号給 9,994円、29号給10,080円、30号給10,201円、31号給10,323円、32号給10,444円、33号給10,570円、34号給10,701円、35号給10,831円、36号給10,957円、37号給11,079円
	3 級	11,600円
	4 級	12,200円
	5 級	13,100円

第19条の4第1項第2号の職員	1 級	8,400円。ただし、1号給 6,790円、2号給 6,858円、 3号給 6,925円、4号給 6,993円、5号給 7,069円、 6号給 7,155円、7号給 7,236円、8号給 7,317円、 9号給 7,398円、10号給 7,492円、11号給 7,582円、 12号給 7,672円、13号給 7,762円、14号給 7,861円、 15号給 7,960円、16号給 8,059円、17号給 8,163円、 18号給 8,280円、19号給 8,392円
	2 級	11,000円。ただし、1号給 7,501円、2号給 7,596円、 3号給 7,690円、4号給 7,789円、5号給 7,879円、 6号給 7,978円、7号給 8,077円、8号給 8,176円、 9号給 8,280円、10号給 8,406円、11号給 8,527円、 12号給 8,649円、13号給 8,779円、14号給 8,856円、 15号給 8,928円、16号給 9,004円、17号給 9,085円、 18号給 9,162円、19号給 9,238円、20号給 9,310円、 21号給 9,391円、22号給 9,477円、23号給 9,562円、 24号給 9,648円、25号給 9,724円、26号給 9,814円、 27号給 9,904円、28号給 9,994円、29号給10,080円、 30号給10,201円、31号給10,323円、32号給10,444円、 33号給10,570円、34号給10,701円、35号給10,831円、 36号給10,957円
	3 級	11,400円
	4 級	11,800円
	5 級	12,700円

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第1号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第2号中「4,900円」を「5,700円」に改め、同項第3号中「6,700円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「10,000円」に改め、同項第5号中「11,300円」を「12,900円」に改め、同項第6号中「13,700円」を「15,800円」に改め、同項第7号中「15,800円」を「17,300円」に改め、同項第8号中「17,800円」を「18,700円」に改め、同項第9号中「19,800円」を「21,600円」に改め、同項第10号中「21,900円」を「24,400円」に改め、同項第11号中「24,200円」を「26,200円」に改め、同項第12号中「26,600円」を「28,500円」に改め、同項第13号中「29,000円」を「30,800円」に改め、同項第14号中「31,400円」を「33,100円」に改め、同項第15号中「33,800円」を「35,400円」に改め、同項第16号中「36,200円」を「37,700円」に改め、同項第17号中「38,600円」を「40,000円」に改め、同項第18号中「41,000円」を「42,300円」に改め、同項第19号中「43,400円」を「44,600円」に改め、同項第20号中「45,800円」を「46,900円」に改め、同項第21号中「47,000円」を「48,000円」に改め、同項第22号中「48,200円」を「49,100円」に、「1,200円」を「1,100円」に改める。

附則第16項の表第28条の3第2号の款及び第28条の3第3号の款を次のように改める。

第28条の3第2号	1 箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては4,200円、その距離が片道10キ	自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が4,200円（片道6キロメートル以上10キロメ
-----------	---	--

	<p>ロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては18,700円) 以上である職員</p>	<p>メートル未満である場合にあっては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあっては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあっては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあっては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあっては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあっては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあっては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあっては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあっては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあっては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあっては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあっては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあっては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあっては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあっては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあっては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあっては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあっては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあっては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円) 以上である職員</p>
<p>第28条の3第3号</p>	<p>1 箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円(自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては</p>	<p>自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額等が4,200円(片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあっては7,100円、片道14キロメートル以上18キロ</p>

<p>10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあつては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあつては18,700円) 未満である職員</p>	<p>メートル未満である場合にあつては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあつては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあつては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあつては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあつては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあつては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあつては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあつては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあつては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあつては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあつては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあつては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあつては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあつては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあつては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあつては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあつては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円) 未満である職員</p>
<p>同条第2項第2号に定める額</p>	<p>改正条例附則第14項に規定する額</p>

(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第20項第1号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第2号中「4,900円」を「5,700円」に改め、同項第3号中「6,700円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「10,000円」に改め、同項第5号中「11,300円」を「12,900円」に改め、同項第6号中「13,700円」を「15,800円」に改め、同項第7号中「15,800円」を「17,300円」に改め、同項第8号中「17,800円」を「18,700円」に改め、同項第9号中「19,800円」を「21,600円」に改め、同項第10号中「21,900円」を「24,400円」に改め、同項第11号中「24,200円」を「26,200円」に改め、同項第12号中「26,600円」を「28,500円」に改め、同項第13号中「29,000円」を「30,800円」に改め、同項第14号中「31,400円」を「33,100円」に改め、同項第15号中「33,800円」を「35,400円」

に改め、同項第16号中「36,200円」を「37,700円」に改め、同項第17号中「38,600円」を「40,000円」に改め、同項第18号中「41,000円」を「42,300円」に改め、同項第19号中「43,400円」を「44,600円」に改め、同項第20号中「45,800円」を「46,900円」に改め、同項第21号中「47,000円」を「48,000円」に改め、同項第22号中「48,200円」を「49,100円」に、「1,200円」を「1,100円」に改める。

附則第21項の表第27条の3第2号の款及び第27条の3第3号の款を次のように改める。

<p>第27条 の3第 2号</p>	<p>1 箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあつては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあつては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあつては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあつては18,700円）以上である職員</p>	<p>自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が4,200円（片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあつては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあつては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあつては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあつては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあつては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあつては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあつては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあつては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあつては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあつては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあつては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあつては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあつては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあつては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあつては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあつては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあつては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあつては48,000円、以下49,100円に片道86キロメー</p>
----------------------------	---	--

		<p>トルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円)以上である職員</p>
<p>第27条の3第3号</p>	<p>1 箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円(自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあつては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあつては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあつては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあつては18,700円) 未満である職員</p>	<p>自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額等が4,200円(片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあつては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあつては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあつては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあつては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあつては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあつては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあつては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあつては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあつては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあつては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあつては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあつては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあつては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあつては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあつては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあつては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあつては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあつては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円) 未満である職員</p>

同条第 2 項第 2 号に定める額	改正条例附則第14項に規定する額

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 6 条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年兵庫県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の表及び附則第13項の表中「100分の64.5」を「100分の72」に、「100分の135」を「100分の150」に、「100分の66」を「100分の73.5」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 7 条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成26年兵庫県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条別表第20昇格後の号給の欄の改正規定中

「	「		
69	68		
69	69		
70	69		
70	69		
71	70		
71	70	を	に、
72	70		
72	71		
73	71		
73	71		
74	72		
74	73		
」	」		

「	「		
51	50		
51	51		
51	51		
51	51		
52	51		
52	51		
52	52		
52	52	を	に、
53	52		
53	52		
53	52		
」	」		

53
54
54
55
55
56

53
53
53
53
54
55

」

」

「

「

36
36
36
37
37
38
38
39

36
36
36
37
37
37
37
37
38

を

に改める。

」

」

第 1 条別表第20の 2 の改正規定を次のように改める。

別表第20の 2 中

「

「

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50

43
44
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47

を

に、

51
51
52
52
53

47
48
48
48
49

「

27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34

」

「

26
26
27
27
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33

」

を

に改める。

第 1 条別表第20の 4 の改正規定中

「

92
92
92
93

」

「

91
91
91
92

」

93
93
94
94
94
95
95
95
96

を

92
92
93
93
94
94
95
95

に、

」

」

91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
95
95
95
95
96
96
96

を

90
90
91
91
91
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

に、

97
97
98
98
99

96
96
96
97

「

70
71
72
73
73
74
74
75
75
76

」

「

69
70
70
71
71
72
72
73
74
75

」

を

に、

「

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80

」

「

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79

」

を

に、

「

51
51

」

「

51
51
51

」

を

に、

43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
45
46
46
47
47
47
47
47
48
48
48
49
49
50
50

42
43
43
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44
45
45
45
45
45
45
46
46
46
46
46
47
47
47
47
47
48
48
48
48
48
49

を

に改める。

第 1 条別表第20の 5 昇格後の号給の欄の改正規定中

101
101
102
102
103

97
98
99
100
101

102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113

103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116

「

70
71
72
73
73
74
74
75
75
76

」

「

69
70
70
71
71
72
72
73
74
75

」

を に、

「

69
69
69
69
69
70
70

」

「

68
68
68
68
69
69
69

」

70
70
70
71
71
71
71
71
72
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79

を

69
69
69
69
69
69
69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77

に、

「

56
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66

を

「

56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
62
63
64

に、

67
67
68

65
66
67

」

」

「

53
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67

「

53
53
54
55
56
57
58
59
60
61
61
61
62
62
63
63
64
64
65

を

に、

「

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41

「

36
37
37
37
38
38
39
39
40
40

を

に改める。

42
42
43

41
41
42

」

第 2 条別表第15の 3 の改正規定中

98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
107
108
108

99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
108

を に、

」

97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
107

98
99
100
101
102
103
104
105
106
107

を に改める。

」

附 則
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の職員給与規則」という。）の規定（第1条改正後の職員給与規則第37条第22項及び第23項の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第2条改正後の教員給与規則」という。）の規定（第2条改正後の教員給与規則第43条第20項及び第21項の規定を除く。）、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の規定及び第5条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の規定 平成26年4月1日
- (2) 第1条改正後の職員給与規則第37条第22項及び第23項、第2条改正後の教員給与規則第43条第20項及び第21項、第6条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の規定 平成26年6月1日
(経過措置)
- 3 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条改正後の職員給与規則又は第2条改正後の教員給与規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正前の職員給与規則」という。）又は第2条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第2条改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第1条改正後の職員給与規則又は第2条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第1条改正前の職員給与規則又は第2条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成26年12月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 平成27年1月1日から同年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成26年兵庫県人事委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）による改正後の第1条改正後の職員給与規則（以下「第7条改正後の職員給与規則」という。）又は第7条の規定による改正後の改正規則による改正後の第2条改正後の教員給与規則（以下「第7条改正後の教員給与規則」という。）の規定による号給が第7条の規定による改正前の改正規則による改正後の第1条改正前の職員給与規則（以下「第7条改正前の職員給与規則」という。）又は第7条の規定による改正前の改正規則による改正後の第2条改正前の教員給与規則（以下「第7条改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第7条改正後の職員給与規則又は第7条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第7条改正前の職員給与規則又は第7条改正前の教員給与規則の規定による号給とすることができる。